



各 位

平成 29 年 5 月 16 日

上 場 会 社 名 株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 者 : 代 表 取 締 役 社 長 剣 持 忠
(コード番号 : 2130 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 : 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 小 峰 正 仁
TEL 03-5144-0660

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 22 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 目的

- ① 委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確にこたえる体制の構築を目指します。
- ② 取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ります。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 22 期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 目的

- ① 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を確保するため、発行可能株式総数を現行 20,000,000 株から 40,000,000 株とするべく変更を行うものです。
- ③ 取締役が積極的な経営判断を行えるよう、取締役の損害賠償責任の責任免除について、損害賠償責任を法令の限度において免除することを取締役会決議とするべく所要の変更を行うものです。
- ④ 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分に発揮でき

るよう、会社法第 427 条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものです。

⑤ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年6月 22 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年6月 22 日(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 企業の販売促進、宣伝活動の研究および企画制作</u> <u>2. 通信システムによる情報の収集処理、ならびに販売に関する業務</u> <u>3. 集金代行業務</u> <u>4. テレビ、ラジオ、放送広告の立案制作、代理業務</u> <u>5. 内外新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメール、その他すべての広告およびピーアール業務</u> <u>6. コンピュータを利用した情報提供サービス業務</u> <u>7. インターネットのホームページの企画、制作の受託業務</u> <u>8. 広告代理店業</u> <u>9. コンピュータソフトウェアの販売業務</u> <u>10. 市場調査またはその整理・分析業務要員の教育及び派遣</u> <u>11. マーケティングに関する出版物の発行業務</u> <u>12. 電子商取引（インターネット等での商品の販売）</u> <u>13. 労働者派遣事業、ならびに民間職業紹介業</u> <u>14. 有価証券の取得、投資、保有及び運用</u> <u>15. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(公告方法) 第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)企業の販売促進、宣伝活動の研究および企画制作</u> <u>(2)通信システムによる情報の収集処理、ならびに販売に関する業務</u> <u>(3)集金代行業務</u> <u>(4)テレビ、ラジオ、放送広告の立案制作、代理業務</u> <u>(5)内外新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメール、その他すべての広告およびピーアール業務</u> <u>(6)コンピュータを利用した情報提供サービス業務</u> <u>(7)インターネットのホームページの企画、制作の受託業務</u> <u>(8)広告代理店業</u> <u>(9)コンピュータソフトウェアの販売業務</u> <u>(10)市場調査またはその整理・分析業務要員の教育および派遣</u> <u>(11)マーケティングに関する出版物の発行業務</u> <u>(12)電子商取引（インターネット等での商品の販売）</u> <u>(13)労働者派遣事業、ならびに民間職業紹介業</u> <u>(14)有価証券の取得、投資、保有および運用</u> <u>(15)前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p>

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 (条文省略)

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 (条文省略)

(株主名簿管理人)

第9条 (条文省略)

- ② (条文省略)
- ③ (条文省略)

(株式取扱規則)

第10条 (条文省略)

(基準日)

第11条 (条文省略)

- ② (条文省略)

第3章 株主総会

(招集)

第12条 (条文省略)

(招集権者および議長)

第13条 (条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 (条文省略)

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 (現行どおり)

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 (現行どおり)

(株主名簿管理人)

第9条 (現行どおり)

- 2 (現行どおり)
- 3 (現行どおり)

(株式取扱規則)

第10条 (現行どおり)

(基準日)

第11条 (現行どおり)

- 2 (現行どおり)

第3章 株主総会

(招集)

第12条 (現行どおり)

(招集権者および議長)

第13条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 (現行どおり)

<p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 18 条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任および解任)</p> <p>第 20 条 (新設)</p> <p><u>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 18 条 当社は<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>5 名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、3 名以上とする。</u></p> <p>(取締役の選任および解任)</p> <p>第 20 条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>2 取締役 (監査等委員であるものを含む。) の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 (現行どおり)</u></p> <p><u>4 (現行どおり)</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後<u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終の</p>
---	--

の時までとする。

(新設)

②任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 (条文省略)

②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第24条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事

ものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 (現行どおり)

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第24条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事

録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

② (条文省略)

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関するその他の事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第 29 条 (新設)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 30 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名する。

2 (現行どおり)

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条 1 項の行為に関する取締役等（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当社は監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

②監査役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(削 除)

(常勤監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

2 監査等委員会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削 除)

(削 除)

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 (条文省略)

(会計監査人の選任)

第42条 (条文省略)

(会計監査人の任期)

第43条 (条文省略)

② (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 (条文省略)

(期末配当金)

第46条 (条文省略)

(中間配当金)

第47条 (条文省略)

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 (条文省略)

② (条文省略)

(新設)

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 (現行どおり)

(会計監査人の選任)

第38条 (現行どおり)

(会計監査人の任期)

第39条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 (現行どおり)

(期末配当金)

第42条 (現行どおり)

(中間配当金)

第43条 (現行どおり)

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当社は、第22期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

	<p>2 <u>第 22 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条の定めるところによる。</u></p>
--	---